

春日部市下水道条例の一部を改正する条例

春日部市下水道条例（平成17年条例第156号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表（第28条関係）					別表（第28条関係）				
使用料金算定表（2か月につき）					使用料金算定表（2か月につき）				
料率 区分	基本料金		超過料金 （1 m ³ につき）		料率 区分	基本料金		超過料金 （1 m ³ につき）	
	排除 汚水量	金額	排除 汚水量	金額		排除 汚水量	金額	排除 汚水量	金額
一般 汚水	<u>10m³ま</u>	<u>960円</u>	10m ³ を超	<u>108円</u>	一般	<u>10m³</u>	<u>800円</u>	10m ³ を超	<u>90円</u>
	<u>で</u>		え30m ³ ま		汚水			え30m ³ ま	
			で					で	
			30m ³ を超	<u>120円</u>				30m ³ を超	<u>100円</u>
			え40m ³ ま					え40m ³ ま	
			で					で	
			40m ³ を超	<u>132円</u>				40m ³ を超	<u>110円</u>
			え50m ³ ま					え50m ³ ま	
			で					で	
			50m ³ を超	<u>156円</u>				50m ³ を超	<u>130円</u>
		え70m ³ ま					え70m ³ ま		
		で					で		
		70m ³ を超	<u>180円</u>				70m ³ を超	<u>150円</u>	
		え100m ³ ま					え100m ³ ま		
		で					で		
		100m ³ を超	<u>204円</u>				100m ³ を超	<u>170円</u>	
		え300m ³ ま					え300m ³ ま		
		で					で		
		300m ³ を超	<u>228円</u>				300m ³ を超	<u>190円</u>	
		え1,000m ³					え1,000m ³		
		まで					まで		
		1,000m ³ を	<u>264円</u>				1,000m ³ を	<u>220円</u>	
		超えるもの					超えるもの		

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成28年9月1日以後に算定する使用料について適用し、同日前に算定した使用料については、なお従前の例による。